

別記様式

随意契約結果書

物品等の名称及び 数量	複合機・プリンタ賃貸借及び保守（22-04）
契約担当官等の氏 名並びに所属す る部局の名称及び 所在地	○支出負担行為担当官 東北地方整備局長 稲田 雅裕 ○国土交通省 東北地方整備局 ○仙台市青葉区本町3-3-1
契約締結日	令和 4年 4月 1日
契約の相手方の 氏名及び住所	富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社 仙台市青葉区五橋1丁目1番23号
契約金額 (消費税及び地方 消費税含む)	¥1,519,161-
予定価格 (消費税及び地方 消費税含む)	¥1,519,161-
随意契約によるこ ととした理由	別添のとおり
備 考	

- 注) 1. 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載する
とともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記
載する。
2. 予定価格を公表しないこととした場合、予定価格の欄には「非公表」と記載する。

隨 意 契 約 理 由 書

件 名 : 複合機・プリンタ賃貸借及び保守（22-04）

業者名 : 富士フィルムビジネスイノベーションジャパン株式会社
住 所 宮城県仙台市青葉区五橋1-1-23

随意契約理由

東北地方整備局では、「令和2年度国土交通省調達改善計画」の重点的な取り組みの一つに掲げられている一括調達を推進する中で、調達コストの縮減、事務の負担軽減を目的として、4契約に分割していた「複合機・プリンタ賃貸借及び保守」を令和2年7月に1契約に集約したところである。

集約した「複合機・プリンタ賃貸借及び保守」の契約の期間は令和2年9月1日から令和6年11月30日であるが、令和3年度の新設組織である南三陸沿岸国道事務所分の借入機器については当該契約に含めていないことから、今般、短期間（12ヶ月）の賃貸借契約を行うものである。

現在、借入している機器は、当局が求める機能・性能を十分満たしているほか、摩耗等による劣化は見られず、耐久性にも問題がなく継続使用可能であることを確認している。

また、短期間の使用のため、新たな賃貸借契約を行うことは、現在借入している機器を継続使用する場合に比し高額となることを踏まえ、経済性の観点から継続使用することが望ましい。

以上のことから、当該機器を導入した上記業者以外に競合するものではなく、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第4号ロにより、上記相手方と随意契約をしようとするものである。